

サイボー健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

サイボー健康保険組合（以下「当組合」という）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等を受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に活用いたします。当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や活用方法について、次のように公表いたします。

1、適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に活用します

- ・当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、適用台帳「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の基幹システムにデータを収納、健康保険業務全般に活用します。
- ・「被扶養者（異動）届」の提出に際して、住民票で居住・世帯状況の確認を行い、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって認定作業を行います。
- ・「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
- ・「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を回収し、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分します。
- ・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する「変更（訂正）届」や「被扶養者（異動）届」など、必要な書類の提出により、データの変更等を行います。
- ・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・「マスター」の氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。

- ・医療機関や他の保険者（市区町村、協会けんぽ、年金事務所、後期高齢者医療広域連合を含む）から資格状況や保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。
- ・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・高齢受給者から提出された収入を証明する判定書類及び被扶養者の加入状況により、医療費の負担割合や自己負担限度額について判定します。
- ・後期高齢者医療の被保険者となった被扶養者については、記号・番号、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所、資格喪失年月日を、社会保険診療報酬支払基金経由で後期高齢者医療広域連合に対して通知することになっているため、社会保険診療報酬支払基金にデータを提供します。また後期高齢者医療広域連合から問い合わせがあった場合は、相手先確認の上、返答します。また各被保険者から提供されたデータが事実と異なっている場合は、各被保険者に問い合わせをします。
- ・「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。
- ・「産前産後および育児休業取得者申出書」等の申請者について、「マスター」を用いて保険証の記号・番号、氏名、生年月日、標準報酬月額を確認し、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の免除および徴収処理を行います。
- ・「介護保険第2号被保険者適用除外該当・非該当届」の届出者について、「マスター」を用いて保険証の記号・番号、氏名、生年月日、標準報酬月額を確認し、介護保険料の免除および徴収処理を行います。
- ・保険診療を適正に受けていただくため、また当組合の健全な運営のために、「マスター」を用いて、被扶養者資格確認調査（検認）を行なうための書類を作成します。検認や被扶養者の認定に際しては、オンライン資格確認システムを利用して収入（年金を含む）、住所情報等調査に必要な情報を入手し認定の可否の判断に利用します。
- ・当組合加入事業所より、当該事業所の被保険者・被扶養者の状況を把握するため、同情報の提供を求められた場合は、「マスター」に登録されているデータを使用します。
- ・「健康保険限度額適用認定申請書」・「健康保険限度額適用・標準負担額減額申請書」・「健康保険特定疾病療養受療証交付申請書」の申請者について、「マスター」を用いて保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、標準報酬月額を確認し、各証を発行します。
- ・都道府県および市区町村から特定疾患治療研究事業の該当者について資格および所得区分の照会があった場合、「マスター」を用いて保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、標準報酬月額を確認し回答します。また、回答した該当者の所得区分が変更になった場合は、照会があった都道府県および市町村へ通知します。

2、現金給付等の給付関係申請書類について、以下のように組合業務に活用します

- ・ 基幹業務システムにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 傷病手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費、第二家族療養費の請求者について、他の医療保険者との重複給付調整の必要が発生した場合、他の医療保険者に「マスター」の保険証の記号・番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の医療保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、請求、給付の有無について回答します。
- ・ 他の医療保険者から傷病手当金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上本人の同意を得ているものに限り、請求、給付の有無および内容（支給事由たる傷病名、支給期間等）について回答します。
- ・ 他の医療保険者から療養費、第二家族療養費の申請の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無および内容（支給対象の装具名、費用の支払年月日等）について回答します。
- ・ 傷病手当金、移送費、療養費、第二家族療養費の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、状況によっては当該医療機関等関係機関に照会し、給付の決定を行います。
- ・ 療養費支給審査のため、当組合から「柔道整復療養費支給申請書」に記載の被保険者自宅住所宛に柔道整復の受療についての照会文書を送付することがあります。
- ・ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理申請書については、出産予定医療機関等へ「受取代理申請受付通知書」を送付します。
- ・ レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金より CSV 情報で請求されたものは、そのものを原本または画像とし、当組合の基幹業務システムに収納し、健康保険業務に活用します。
- ・ 医療機関等からのレセプトの請求先保険者等が誤っていた場合、社会保険診療報酬支払基金においてオンライン資格確認等システムを利用し、正しい保険者等へレセプトを補正するための加入者情報を提供します。
- ・ レセプトデータ請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- ・ 資格喪失後等のレセプトが誤って届いた場合、保険者等が提供した加入者情報を照会し、社会保険診療報酬支払基金に対しレセプトを正しい保険者等へ補正するよう再審査請求を行うとともに、当組合からも加入者情報を提供します。
- ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関等に組合名、保険証の記号・番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え確認を行います。

- ・同様に、高額療養費・付加給付の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関や都道府県および市区町村に確認するため、組合名、保険証の記号・番号、氏名、生年月日などを伝え確認を行います。また、状況により被保険者へ医療費助成の照会を行います。
- ・同様に、高額療養費二重払い防止のため、限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証の発行者について、医療機関に保険証の記号・番号、氏名、生年月日、証発行日を伝え、証の使用の有無を照会することがあります。
- ・被保険者に負傷原因の照会を行い、保険給付として適正かどうかの確認をします。
- ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に活用します。
- ・個々人のレセプトデータを保健事業の事後健康指導に利用することがあります。
- ・レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養費付加金、家族療養費付加金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金）の支給決定を行います。
- ・申請のあった傷病手当金について、レセプトデータを参考にして支給決定を行います。
- ・開示請求の際には、医師の同意を得てそのレセプトデータを出力し対応します。なお開示請求に当たって、本人以外の場合は開示請求手続きに則り認められた者のみに開示します。
- ・交通事故等第三者の行為によって医療機関にかかり、健康保険証を使用した場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費証明として提出します。
- ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトのデータまたはコピーとその内容の一部を記載した明細データ（外傷の場合、負傷原因・高額／付加金の支給状況）を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。さらに、交通事故の場合は、事故状況（写）、事故証明書（写）、損害保険会社等の支払不能証明（写）を提出することがあります。
- ・都道府県および市区町村の医療費助成金額決定のために、都道府県および市区町村から給付状況の照会があった場合、相手先確認の上、記号・番号、氏名、総点数など、助成額決定に必要な給付状況について回答します。

3、保健事業については、以下のように組合業務に活用します

- ・健康診断については、健診受託業者に業務委託して実施します。
- ・結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の受診勧奨や特定保健指導の対象者抽出に利用します。
- ・当組合は事業主との共同事業として健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主と双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・インフルエンザ予防接種・がん検診等の補助金申請については、申請内容をチェックし、適正な補助金支給決定処理を行います。
- ・特定健診結果データをオンライン資格確認等システムに登録します。
- ・オンライン資格確認等システムを利用し、当健康保険組合に加入する前に加入していた保険者（旧保険者）において実施された特定健診の情報を当健康保険組合が取得し、特定保健指導および事後健康指導、疾病・医療費分析に利用することがあります。
- ・被保険者への広報誌発送のため、「(株) 法研」へ送付先住所ラベル作成と発送を委託します。

4、役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- ・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。
- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。

5、特定個人情報について

- ・特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去を行います。

- ・各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。また、紙以外の媒体による個人情報については、システム等運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- ・規定の保存年数を経過した個人データや、処理が終わり不要となった個人データ廃棄については、委託業者に委託し、溶解・破砕処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして破棄、物理的破壊するか、リース会社に依頼して、データを消去してもらいます。なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

6、オンライン資格確認等のシステムの利用について

- ・審査支払機関へオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供を行います。
- ・審査支払機関へオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供を行います。
- ・他機関の事務執行の為、登録した被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの情報を他機関へ提供します。
- ・組合の事務処理執行の為、他機関より被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの情報の提供を受けます。